



2014年2月4日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号：9424)
問合せ先 代表取締役副社長 福田 尚久
電話 03-5776-1700

株式分割、単元株制度の効力発生日および定款の一部変更に関するお知らせ

日本通信株式会社（以下、「当社」という）は、本日開催した定時取締役会において、株式売買単位の変更（単元株制度の採用）と併せて実施する株式分割および定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、平成25年6月25日開催の第17回定時株主総会において、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨および証券取引所規則の改定に基づき、単元株制度の採用に伴う定款変更を決議しました。

ただし、当社では、単元株制度の導入と併せて株式分割を予定しており、株式分割は、別途取締役会で決議をしたうえで、平成26年4月1日までに実施する予定としていました。また、単元株制度の採用に伴う定款変更の効力発生日も、株式分割の効力発生日と同日とする予定で、平成26年4月1日までの間で別に取締役会が定める日としていました（詳細は、平成25年5月9日付当社開示資料「単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください）。

これを受け、今般、本日開催の取締役会において、株式分割および単元株制度の採用に伴う定款変更の効力発生日等について、決議を行ったものです。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨および証券取引所規則の改定に基づき、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

当社は、単元株制度の採用に伴い、投資単位の水準を考慮し、1株を100株に分割する株式分割を行います。

なお、本株式分割および単元株制度の採用に伴う、実質的な投資単位の変更はございません。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

平成26年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割します。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割の基準日である平成26年3月31日の最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします(新株予約権の行使等により、株式分割の基準日までに発行済株式総数が増加する可能性があり、同日の最終の発行済株式総数を確定できないため、株式分割により増加する株式数を明示しておりません)。

なお、平成26年2月4日現在の発行済株式総数で試算した場合は以下のとおりです。

① 株式分割前の発行済株式総数	1,347,755株
② 今回の分割により増加する株式数	133,427,745株
③ 株式分割後の発行済株式総数	134,775,500株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	435,000,000株

③ 株式分割の日程(いずれも予定)

(1) 基準日公告日	平成26年3月14日
(2) 基準日	平成26年3月31日
(3) 効力発生日	平成26年4月1日

(3) 新株予約権の行使価額の調整

① 行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権(ストックオプション)の1株当たりの行使価額を平成26年4月1日以降、次の通り、調整いたします。

名称	発行日	調整前行使価額	調整後行使価額
第7回新株予約権	平成16年8月15日	5,334円	54円
第10回新株予約権	平成19年8月3日	4,642円	47円
第13回新株予約権	平成22年7月1日	6,310円	64円
第17回新株予約権	平成25年3月7日	5,810円	59円

② 適用日

平成26年4月1日

(4) 新株予約権付社債の転換価額の調整

① 転換価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権付社債の転換価額を平成26年4月1日以降、次の通り、調整いたします。

銘柄名	調整前転換価額	調整後転換価額
日本通信株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)	25,000円	250円
日本通信株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)	40,000円	400円

② 適用日

平成26年4月1日

2. 単元株制度の効力発生日

平成25年6月25日の第17回定時株主総会で承認された、単元株制度の採用に伴う定款変更の効力発

生日（単元株制度の効力発生日）は、平成 26 年 4 月 1 日（株式分割の効力発生日と同日）とします。

（参考）平成 26 年 3 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

3. 定款の一部変更

（1）変更の理由

「1. 株式分割」に記載の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項に基づき、定款第 5 条の発行可能株式総数を、株式分割の効力発生日をもって 1：100 の割合で増加させ、435,000,000 株に変更します。

（2）変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

- ①株式の分割割合に応じて当社発行可能株式総数を増加させるため、定款第 5 条を変更します。
- ②定款第 5 条の変更の効力発生日を定めるため、附則を新設します。

（下線部が変更部分）

現行定款	変更後
第 1 条～第 4 条 （記載省略）	第 1 条～第 4 条 （現行通り）
（発行可能株式総数） 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,350,000 株とする。</u>	（発行可能株式総数） 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>435,000,000 株とする。</u>
第 6 条～第 50 条 （記載省略）	第 6 条～第 50 条 （現行通り）
附則 第 1 条～第 2 条 （記載省略）	附則 第 1 条～第 2 条 （現行通り）
（新設）	附則 <u>第 1 条 第 5 条の変更の効力発生日は、平成 26 年 4 月 1 日とする。</u> <u>第 2 条 本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

以 上

■日本通信について

1996 年 5 月 24 日、日本通信は新たなモバイルサービス事業のあり方を提示するため生まれました。それから 13 年の歳月を経て、2009 年 3 月、NTT ドコモとの相互接続により「MSO 事業モデル」を完成させました。総務省の携帯市場のオープン政策のもと、メーカー、流通、ソフトウェア・デベロッパーの皆さまがキャリアに依存することなくビジネス展開ができるよう、パートナー企業の皆さまのビジネス形態に合わせて携帯通信を最適化しご提供しています。ネットワークを効率的に運用する当社独自の先端技術やリアルタイムの認証技術などによって、ユニークな通信サービスをつくりだしております。自社 b-mobile ブランド製品をお客さまに提供する MVNO 事業、及びメーカーやインテグレータ他のパートナー企業に提供する MVNE 事業を展開しています。

MSO=Mobile Service Operator

※文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。